

第 21 号

指定管理者の指定について

次のように指定管理者を指定することとする。

令和3年11月30日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名称及び代表者	
熊本県テクノ中央 緑地及び本妙寺山 緑地公園	熊本市東区画図町 大字下無田143 2番地27	SFT共同企業体 代表者 有限会社 三共緑地建設 代 表取締役 吉井栄 朗	令和4年4月1日か ら令和9年3月31 日まで

(提案理由)

熊本県都市公園条例（昭和53年熊本県条例第9号）第16条第1項の規定に基づき、熊本県テクノ中央緑地及び本妙寺山緑地公園の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。